

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成 21 年 12 月 4 日

石川県監査委員 下 沢 佳 充
同 若 林 昭 夫
同 東 方 俊 一 郎
同 喜 田 羊 支 子

(別 紙)

石 公 委 第 5 1 号
平成 21 年 11 月 13 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県公安委員会

平成 21 年 11 月 2 日付け石監査第 473 号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	穴水警察署	署員の交通事故防止対策として、 ○ 招集時の署長訓育及び幹部会議を通じ、各課長から署員に対し時節に応じた具体的な安全運転指示 ○ 当直勤務員申告時に次長から当直員に対して、天候に配慮した運転の注意事項指示 ○ 業務適正化検討グループによる交通事故防止対策の討議と討議結果を踏まえての交通事故防止意識の高揚 ○ 該当職員の再発防止策として、石川県安全運転研修所での講習受講による運転技術の再点検と安全運転意識付け等を鋭意推進し、公私問わず交通事故防止の徹底を期しています。